

市 有 地 売 払 公 告

一般競争入札（一括郵送方式による郵便入札）を下記のとおり行うので、高知市契約規則（昭和40年規則第4号）第5条の規定に基づき公告する。

令和7年6月20日

高知市長 桑 名 龍 吾

記

1 入札に付する事項

市有地の売払い

2 物件の所在、地目及び地積

- | | | | |
|------|---|------------|----------------|
| 1号物件 | 高知市百石町四丁目2501番 宅地 | 487.13㎡ | |
| | 第二種住居地域 | 予定金額 | 金 54,710,000 円 |
| 2号物件 | 高知市百石町二丁目 2919 番 宅地 | 88.98 ㎡ | |
| | 第一種住居地域 | 予定金額 | 金 6,840,000 円 |
| 3号物件 | 高知市百石町三丁目 332 番, 333 番, 334 番 1 宅地 | 1,105.24 ㎡ | |
| | 第一種住居地域 | 予定金額 | 金 90,860,000 円 |
| 4号物件 | 高知市春野町弘岡下 2059 番 1, 2059 番 3, 2059 番 7 宅地 | 575.25 ㎡ | (建物有) |
| | 市街化調整区域 | 予定金額 | 金 6,878,477 円 |
| 5号物件 | 高知市長浜 3928 番 1 宅地 | 151.79 ㎡ | |
| | 第一種中高層住居専用地域 | 予定金額 | 金 1,360,000 円 |

※4号物件について

(1)予定価格には、建物に係る消費税及び地方消費税(以下「建物消費税」という。)を含んでいます。

土地についての消費税及び地方消費税は非課税です。

入札金額は、土地及び建物の総額(建物消費税を含む)での入札とし、予定価格以上とすること。

(2)土地の契約額は、4号物件は落札額に 0.93625377 を乗じて得た額(小数第1位を四捨五入して得た額)とする。

(3)建物の契約額は、落札額から土地の契約額を控除して得た額とする。

3 入札参加者の資格その他入札に関する事項

別紙のとおり

別紙

1 入札参加者の資格

入札に参加できる者は、個人又は法人とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは当該入札に参加する資格を有しない。また、契約締結時においても同様とする。

- (1) 高知市の公有財産に関する事務に従事する職員
- (2) 一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (3) 市有地売払いの公告日から契約締結までの間、次の事項のいずれにも該当しないこと。該当する者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用するものについても同様とする。

ア 高知市との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

イ 高知市が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

ウ 落札者が高知市と契約を締結すること又は高知市との契約者が契約を履行することを妨げたとき。

エ 地方自治法第234条の2第1項の規定により、高知市が監督又は検査を実施するに当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

オ 正当な理由なく高知市との契約を履行しなかったとき。

カ アからオまでのいずれかに該当する者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

- (4) 高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成23年規則第28号）第4条各号のいずれかに該当する者（以下「排除措置対象者」という。）
- (5) 市有地売払いの公告日から契約締結までの間に高知市から一般競争（指名競争）入札参加資格者の指名停止措置を受けている者
- (6) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に規定する処分及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体及び当該団体の役員又は構成員
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の決定後又は会社更生法に基づく更生手続開始の決定後に新たに高知市の入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）

(8) 買い受けた土地を排除措置対象者の活動のために使用させようとする者

(9) 次の事項のいずれかに該当すると認められる者

ア 高知市から直接に若しくは第三者を経由して不動産を買い受け又は借り受けた者で、当該不動産を排除措置対象者の活動の用に供した又は活動の用に供する目的で第三者に譲渡、交換、貸付け等を行った者

イ アに該当する法人その他の団体の代表者、役員その他これらに類する地位（以下「代表者等の地位」という。）に現にある者及び違反時にあった者

ウ ア又はイに該当する者が代表者等の地位にある法人その他の団体

(10) 申し込みの時点で18歳未満の方

2 契約に付する特約

(1) 暴力団の排除措置

ア 売払い物件を排除措置対象者の活動の用に供し、又は当該活動の用に供する目的で第三者に譲渡、交換、貸付け等をしてはならないこと。

イ 売払い物件を第三者に譲渡しようとするとき、アと同等の規定を契約書に記載すること。

(2) 実地調査等

(1)について、高知市が必要であると認めるときは、実地調査等を行い、落札者には協力義務があるものと

する。

(3) 違約金

(1)の特約に違反したときは売買代金の3割、(2)の特約に違反したときは売買代金の1割を違約金として高知市に支払うこと。なお、違約金に1円未満の端数を生じるときは、その端数金額は切り捨てるものとする。

(4) 買戻特約

(1)の特約に違反したときは(3)の違約金の徴収に加えて、土地の買戻しをすることができるものとする。

3 高知市郵便入札参加申込み及び入札書の提出

(1) 入札書等の用紙を交付する場所及び期間

ア 交付する場所 18に同じ。

イ 期間 令和7年6月20日（金）から令和7年7月29日（火）まで

(2) 申込必要書類

ア 公有財産売却一般競争入札参加申込書兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書

イ 銀行領収印が押してある入札保証金納入通知（納付）兼領収証書の写し

ウ 暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書（個人・法人ともに）

エ 受付確認票（個人・法人ともに）

オ 住民票抄本（マイナンバーの記載がないものであって、本籍地が記載されたもの）（個人のみ）

カ 本籍地の市区町村長が発行する「破産に関する証明書（身分証明書）」（個人のみ）

キ 法務局が発行する「成年後見制度における登記されていないことの証明書（成年被後見人、被保佐人、被補助人、任意後見契約のいずれにも該当していない証明書）」（個人のみ）

ク 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（法人のみ）

ケ 印鑑証明書（法人のみ）

コ その他

(ア) 共同入札の場合は、共同入札者全員のウからケまでの書類及び共有者持分内訳書を提出すること。

なお、申込書に記載された共同入札者全員の氏名（名称）・住所（所在地）が共有者持分内訳書の氏名（名称）・住所（所在地）と必ず一致していること。

(イ) オからケまでの書類は、入札日前3か月以内の発行のものとする。

(ウ) 提出書類等は、一切返却できない。

(3) 提出方法

提出書類はア及びイに定める方法により作成された二重封筒へ封緘し、郵送又は直接持参するものとする。郵送の方法は一般書留又は簡易書留郵便のいずれかによるものとする。（別図参照）

ア 入札書の封筒への封緘及び当該封筒への記載事項

入札書を物件ごとに封筒に入れ封をし、当該封筒（以下「内封筒」という。）の表には、物件名（物件番号）、入札者の氏名及び「入札書」の文字を明記する。（別図参照）ただし、内封筒に物件名（物件番号）及び入札者の氏名の記載のないものについては、開封しないものとし、当該内封筒を提出した者は、その入札を辞退したものとみなす。

イ 内封筒の郵送用封筒への封緘及び当該封筒への記載事項

アにより入札書を入れて封緘した内封筒及び(2)に定める申込必要書類を封筒に入れ封をし、当該封筒には、案件名、開札日及び入札者の住所（所在地）、氏名並びに「入札書類在中」及び「親展」の文字を明記する。（別図参照）

ウ 入札書の日付は、入札受付開始日から提出期限の日までとする。

エ 提出した入札書の書換え、引換え、撤回をすることはできません。

(4) 入札受付期間

令和7年7月22日（火）午前8時30分から令和7年7月29日（火）午後5時15分まで（必着）

(5) 入札書の書き方

- ア 入札書には、入札者の住所、氏名を記入の上、押印するものとする。法人による入札については、住所、氏名欄には法人の所在地、名称及び代表者の職、氏名を記入すること。
- イ 入札金額は、アラビア数字を使用し、最初の数字の前に「¥」を付け、金額を記入すること。
- ウ 共同入札する場合には、入札書に当該物件の共同入札者全員の住所、氏名、持分を記載のうえ 印鑑を押印する。ただし、申込書及び共有者持分内訳書に記載された共同入札者全員の氏名（名称）・住所（所在地）が必ず一致していること。
- エ 入札書を押印を省略する場合は、入札書に「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。
本件責任者：「入札書の発行部門の責任者」
担当者：「入札書等を提出する者等」（責任者と同一でも構いません）
姓、名前の両方（フルネーム）の記載が必要です。どちらかの記載がない場合は、無効となります。

(6) 委任状

- ア 代理人が開札に立ち会う場合は、委任状を提出すること。
- イ 委任者が個人の場合、委任状に押印する印鑑は認印でかまいません。なお、代理人が個人の場合は、代理人の本人確認書（運転免許証、健康保険証等（住所と氏名の入った公的機関発行の証）の写し）を提出すること。
- ウ 委任者が法人の場合、委任状に押印する印鑑は印鑑登録されている印鑑を押印すること。なお、代理人が法人の場合、受任された法人は法人登記事項証明書及び印鑑証明書を添付すること。
- エ 法人が入札される場合で、代表権のある人以外の人が開札に立会う場合は、その法人の代表者の委任状が必要です。
- オ 物件ごとにご用意ください。

(7) 入札に当たっての注意事項

入札書に使用する印形は認印でよいが、ぼ印は認めない。

4 現地説明会

現地説明会を希望する者は、令和7年7月15日（火）までに、管財課に申し込むこと。希望者がいない場合には現地説明会は行わない。なお、申込者には日程調整の連絡のうえ、現地説明会（土・日を除く）を行います。

- (1) 現地説明会に不参加の者が入札に参加する場合は、現地説明会における各種事項について、すでに了知されているものとみなす。
- (2) 高知市において、現地説明会開始一時間前に大雨・洪水警報等2以上の警報が発令されている場合は、現地説明会を中止する。なお、中止する場合は、ホームページに掲示するとともに申込者に連絡を行う。

5 入札保証金

- (1) 入札前に入札金額の100分の5以上（円未満は切り上げ）の金額を高知市が指定する方法にて納付しなければならない。なお、共同入札の場合は、その代表者である入札者が納付するものとする。
- (2) 入札保証金は、契約保証金に充当できるものとする。
- (3) 落札者以外への入札保証金の返還は、4週間程度要します。
- (4) 入札保証金には、利息を付さない。
- (5) 落札者が指定日までに契約を結ばないときは、入札保証金は高知市に帰属する。また、落札後、1に規定する必要な参加資格を有さない者であることが判明し、失格したときも同様とする。

6 開札

(1) 開札日時・場所

- ア 日 時 令和7年8月6日（水）午前9時00から午前12時00分
- イ 場 所 高知市本町五丁目1番45号 高知市役所 本庁舎 3階 入札室

- (2) 入札参加者の立会いは任意とする。

(3) 開札には、当該入札事務に関係のない高知市職員を立ち合わせる。

7 無効入札

(1) 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 入札の資格のない者が入札したとき。

イ 入札者が談合したと認められるとき。

ウ 入札に際し不正の行為があったとき。

エ 入札者が同一の入札について2以上の入札をしたとき。

オ 納付すべき入札保証金を納めず、又はこれが不足しているとき。

カ 入札書の氏名その他重要な文字及び印鑑（押印省略する場合を除く。）が誤脱し、又は不明なとき。

キ 入札金額を訂正しているとき。

ク 所定の入札書以外の入札書を使用して行った入札。

ケ 予定価格に達しない入札をしたとき。

コ 鉛筆、シャープペンシルその他訂正の容易な筆記用具により入札書に記入したとき。

サ その他入札の条件に違反したとき。

8 落札者の決定方法等

(1) 高知市の予定価格以上の最高価格で入札をした者を落札者とする。最高価格で入札した者が入札書の押印を省略している場合は、入札書に記載された「本件責任者」及び「本件担当者」の在籍確認を行った上で、落札決定を行う。なお、在籍確認ができなかった場合、その入札書は無効とする。ただし、「本件責任者」及び「本件担当者」が立会人として開札に立会いしている場合は在籍確認ではなく本人確認を行うので立会人は顔写真付きの本人確認書類を持参すること。

(2) 最高価格の入札者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

(3) 入札結果は、すべての入札を対象として、その場で次の内容を公表するとともに別途、落札者のみに連絡する。

ア 法人が行った入札 「法人」であること（商号の公表は行わない。）及び入札金額

イ 個人が行った入札 「個人」であること（氏名の公表は行わない。）及び入札金額

9 契約

(1) 落札者が契約を締結すべき期限

令和7年8月26日（火）

(2) 本案件は、電子契約が可能であるため、希望する場合は、落札決定以降直ちに電子契約利用承諾書を電子メールの方法により管財課 (kc-050300@city.kochi.lg.jp) に提出すること。（電子契約利用承諾書：契約課ホームページ-お知らせ-電子契約サービスの導入について）

10 契約保証金

(1) 落札金額の100分の10以上（円未満は切り上げ）に相当する金額を契約締結時に高知市が指定する方法にて納付しなければならない。

(2) 契約保証金は、売買代金に充当できるものとする。

(3) 契約者が契約に違反したとき及び高知市契約規則第46条第1項各号に規定する事由が生じたことにより契約を解除したときは、契約保証金は高知市に帰属する。

(4) 契約保証金には、利息を付さない。

11 危険負担

落札者は、面積その他物件明細に記載した事項について、実地に符合しないことがあっても、これを理由として契約の締結を拒み、落札の無効を主張し、又は代金の減免を請求することはできない。

12 売払代金の納入期間

契約締結の日から起算して30日以内に高知市が指定する方法にて納付しなければならない。

13 所有権移転の時期等

- (1) 落札した物件の所有権移転は、売買代金を完納したときとする。
- (2) 物件は、現状有姿のままで引き渡すものとする。
- (3) 埋設物が存在する場合は、事前説明会等における説明を了知しているものとする。

14 落札者の譲渡制限

落札者は、落札した物件の所有権移転登記前に、当該落札物件にかかる一切の権利義務を第三者に譲渡することはできない。

15 公租公課等

落札した物件の契約締結に要する印紙税等の必要な一切の費用及び所有権移転に要する登録免許税並びに代金完納後の公租公課等は、落札者の負担とする。

16 関係法令の遵守等

- (1) 落札者は、本物件の購入後に土地の造成、建物の建築等をするとき、関係諸官公庁（高知市を含む。）と必要な事前協議を行うものとする。この場合において、造成及び建築等の延期又は中止をしなければならないこととなっても、高知市に対して一切の異議申立てはできない。
- (2) 落札者は、造成工事等に際しては、関係法令等を遵守し、開発計画、工事内容等について関係住民に十分説明し、理解を得られるように努めなければならない。
なお、落札者は、開発行為等により紛争が生じないように努めるとともに、紛争が生じた場合は、落札者の責任において対処するものとする。
- (3) 越境物に関する隣接土地所有者との協議については、すべて落札者において行わなければならない。
- (4) 落札者は、当該物件を第三者に売却する場合においても、各項の規定を第三者に承継しなければならない。

17 補足

- (1) 入札希望者は、地方自治法、同法施行令及び高知市契約規則等を了知した上で、入札するものとする。
- (2) 入札希望者は、この入札公告のほか、入札方法等について高知市長より指示事項があった場合は、これを遵守しなければならない。

18 郵送宛先・問合せ先

〒780-8571 高知市本町五丁目1番45号
高知市財務部管財課財産管理担当
電話 088-823-9413 ファックス 088-823-9568